

議第143号

滋賀県麻薬中毒審査会条例案

上記の議案を提出する。

平成25年 9月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県麻薬中毒審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号。以下「法」という。)第58条の13第1項の規定に基づく滋賀県麻薬中毒審査会(以下「審査会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第58条の13第2項の規定に基づき、審査会は、法第58条の8第3項の規定により知事が同条第2項に規定する措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに置くものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人をもって組織する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。